

「杉並区プレミアム付商品券」取扱店舗募集要項

令和8年5月1日

1 目的

物価高騰に直面する区民の生活や区内店舗を支援するため、「杉並区プレミアム付商品券」を販売し、区民による区内店舗での消費活動を促す。

2 事業概要

- (1) 名称 杉並区プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 事業主体 杉並区
- (3) 媒体 紙
- (4) 商品券利用期間 令和8年8月1日（土）～10月31日（土）
- (5) 商品券対象者
 - ・区内在住の75歳以上の高齢者（優先販売）
 - ・一般区民（優先販売後、商品券が余った場合）
- (6) 販売価格 1セット 10,000円（額面 12,000円分）
- (7) 商品券の構成 1セット（共通券）500円券 12枚（中小店舗券）500円券 12枚
合計 24枚綴り（釣銭不可）
- (8) 販売上限 1人3セットまで
- (9) 換金期間 令和8年9月1日（火）～11月30日（月）

3 商品券の利用対象外となる商品・サービス

- (1) 資産形成に資する不動産、金融商品等
- (2) たばこ等の法令により定価以外での販売が禁止されているもの
- (3) 商品券、プリペイドカード、切手、収入印紙や宝くじなど換金性の高いもの
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (6) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (7) 電気、水道、公共サービス料金
- (8) 保健医療や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (9) その他、本事業の目的に反するもの

4 取扱店舗資格

杉並区内で小売業、飲食業、サービス業などを営む店舗や事業所。そのうち、資本金5,000万円以下の店舗を中小店舗とする。

ただし、及び以下の事業者が運営する店舗・事業所は除く。

- ① 3に掲げる「商品券の利用対象外となる商品・サービス」のみを取り扱う事業者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- ③ 杉並区暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第5号）第2条に規定する暴力団等である事業者及び密接な関係を有すると認められる事業者
- ④ その他法令又は公序良俗に反する事業者

5 取扱店舗の申請方法等

取扱店舗の登録をご希望の事業者は、次の方法により申請する。

(1) 募集期間 令和8年5月1日(金)～9月30日(水)

※ 店舗一覧への掲載を希望する場合は、令和8年6月15日(月)までに申請。

(2) 申請方法

① インターネットによる申請

本募集要項をご確認の上、「杉並区プレミアム付商品券特設サイト」
(以下「特設サイト」という。)内の申請フォームより申請。



② 電話による申請

インターネットによる申請ができない場合は、本募集要項を確認の上、「10 問い合わせ先」
コールセンターまで電話。

(3) 取扱店舗登録完了の確認方法

登録が完了した取扱店舗には、「取扱店舗登録通知」を送付し、7月中旬頃に「取扱店舗用ポ
スター」、「運営マニュアル」等（取扱店舗として運営に必要なもの）を送付。

(4) 申請手数料 無料

(5) 取扱店舗登録内容の変更・取消

登録内容に変更・取消がある場合は、速やかにコールセンターへ連絡すること。

(6) 取扱店舗の公開

特設サイト及び「取扱店舗一覧」冊子で公開。

ただし、6月15日(月)以降に申請した場合は、特設サイト上のみでの公開。

※印刷の関係で期限が前後する可能性あり。

6 取扱店舗の取消等

募集要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店舗の登録を取り消す。

7 商品券の換金

(1) 振込口座 指定口座に振込

(2) 手数料 無料（区が負担する）

(3) 換金回数 月2回

(4) 換金期間 令和8年9月1日(火)～11月30日(月)

(5) 換金方法 7月中旬頃に送付する「運営マニュアル」参照。

8 取扱店舗の責務等

- (1) 商品券利用期間中は取扱店舗であることが明確に分かるよう、運営事務局から送付される「取扱店舗用ポスター」を店舗の入り口付近に貼付すること。
- (2) 利用者から商品券の提示を受けた際は、現金と同様に取扱い、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (3) 商品券の取扱いについて、以下の事項を厳守すること。
 - ① 商品券の受領に際して釣銭は支払わないこと。
 - ② 提示された商品券については、偽造等がないか確認すること。偽造が疑われる場合は、受領を拒否するとともに、その事実を速やかにコールセンターまで報告及び警察に通報すること。なお、明らかに偽造が疑われる商品券を受領した場合の損失は、取扱店舗の責務とします。
 - ③ 受領した商品券の紛失や盗難、期限までに換金が行われなかった場合等の損失 については、取扱店舗の責務とします。
 - ④ 商品券を受領した際は、他店舗での再利用を防止するため、裏面の所定の欄に必ず取扱店舗名を記入又は押印すること。
 - ⑤ 裏面に他店舗の記入等がある商品券は、受領を拒否すること。
 - ⑥ 商品券が汚損していた場合であっても、裏面の取扱店舗欄に記入や押印がないことが確認できる場合は、受領すること。
- (4) 自ら商品券を購入し、自店舗で利用されたかのように偽って換金を行うなどの不正行為をしないこと。また、仕入れ商品の購入等、自らの事業上の取引には利用しないこと。
- (5) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用をしないこと。
- (6) 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、それが店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めること。
- (7) 商品券の取扱いに対して、杉並区又は運営事務局から改善要請等があった場合は、それに従うこと。
- (8) 杉並区又は運営事務局が行う商品券に関する調査等に協力すること。
- (9) その他、本事業の目的に反するような行為は禁止する。

9 その他

- ・本募集要項に記載されていない事項は、コールセンターに確認すること。または、「運営マニュアル」参照。
- ・登録した店舗情報は、今後、杉並区が実施する事業のお知らせ等に活用する場合がある。

10 問い合わせ先（令和8年5月1日～令和8年11月30日）

杉並区プレミアム付商品券コールセンター

TEL 0570-200-256

平日の午前8時30分～午後5時15分

（6月15日から8月14日の間は土・日曜日及び祝日も営業しております。）